

ふらっと

とっとり人権情報誌

第24号

平成27年11月発行



障がい者スポーツ体験教室（車椅子バスケットボール）〈倉吉市立山守小学校・関金小学校 合同開催〉

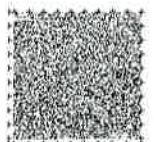
障がいのある方への理解を深めるとともに、相手の立場に立った行動を身につけるなど、様々な人権意識の向上を目的として、障がい者スポーツ体験教室を実施しています。

（鳥取県・鳥取県車椅子バスケットボール協会）

とっとりふれあい人権マンガ大賞	P 2～4
鳥取県ひとり親家庭等支援サイトを開設しました	P 5
女性活躍の推進について	P 6
平成28年4月1日障害者差別解消法が施行されます	P 7
生活困窮者自立支援制度と隣保館	P 8～9
労働相談の現場から「マタハラ」	P10～11
人権トピックス	P12

※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



とっとりふれあい人権マンガ大賞 入賞作品

「ユニバーサルデザインの推進～みんなが暮らしやすい社会をめざして～」をテーマに募集した1コマ漫画の入賞作品を紹介します

一般の部



「変えなきゃならない過去がある！」

木下佳威 (奈良県)

「ユニバーサルデザイン」は、デザインという意味で、物やサービスができる前に、あらかじめ計画する事です。しかしながら、すでにできて機能してしまっているものもあります。過去を変えるのはダメらしいですが、もし「タイムマシン」があれば、すでにある事物に時をさかのぼって手を加える事ができるでしょう。今ある困難や現象を教訓に、今後の「ユニバーサルデザイン」に活かしていきたいものです。

高校生の部



「みんなに優しい」

大野木 洗 (鳥取商業高等学校)



「身の周りにあふれるユニバーサルデザイン」

平出悠希 (広島県)



「自分で出来るって楽しい」

足羽真奈 (鳥取県)



「欲しいなあ」

伊藤文人 (神奈川県)



「だれにでも分かるデザイン」

川瀬有里 (鳥取商業高等学校)



「みんなで作るユニバーサルな世界」

桐谷衣以奈 (愛知県)



「昇降いろいろ」

鬼頭完治 (愛知県)



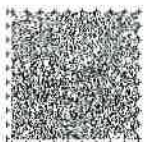
「弱者にやさしい遮断機設置の横断歩道」

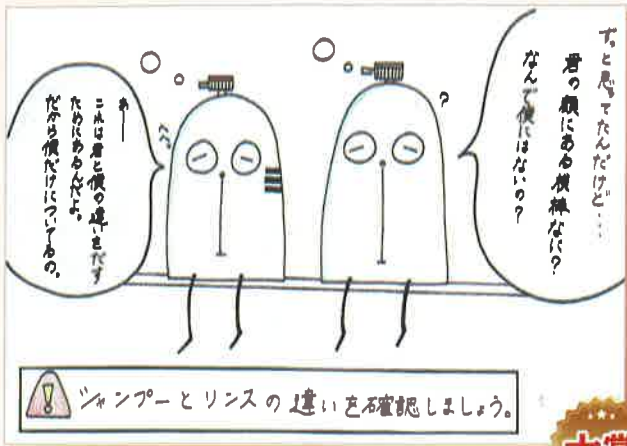
中西伸治 (滋賀県)



「ハサミと手」

中山優香 (鳥取商業高等学校)





⚠️ シャンプーとリンスの違いを確かみましょう。

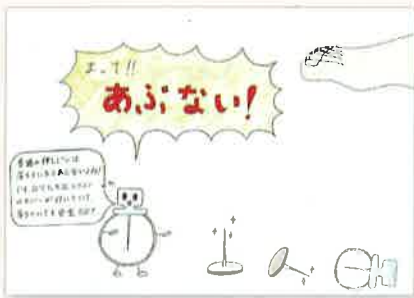
「シャンプーとリンス」
矢木 愛海 (鳥取商業高等学校)

シャンプーとリンスの違いをテーマにしました。



「使いやすさ」
いま おか たけ し
今 岡 丈 士 (鳥取市立南中学校)

大人や子供、車いすの人でも使いやすいものを描きました。



「安全」

さか ね のどか
阪 根 和 (鳥取商業高等学校)



「ユニバーサルデザインを知ろう！」

佐々木 ゆい (米子市立加茂中学校)



「みんなの自動販売機」

津村 千尋
(三朝町立三朝中学校)



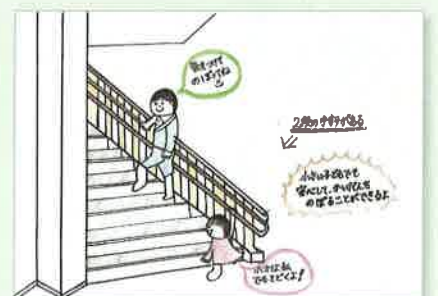
「選べる公衆電話」

たけ うち りょう こ
竹 内 涼 子 (鳥取商業高等学校)



「誰にでも優しい環境を」

おほ 原 ひなこ
大 原 緋 子 (鳥取市立河原中学校)
いけ なが あいり
池 長 愛 吏 (鳥取市立河原中学校)



「手すり階段」

や おい ひ な り
矢 追 姫 愛 (北栄町立北条中学校)



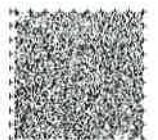
「持ちやすく便利なペットボル」

なか しま しおり
中 嶋 汐 理 (鳥取商業高等学校)



「グラフを作ったよ」

伊 藤 めい
伊 藤 芽 衣 (三朝町立三朝中学校)





「だれでもつかえる水道じゃ口」

岡部 皇空 (八頭町立郡家東小学校)

この絵は水道じゃ口で、だれでも、軽い力で水が出るから、みんなに良いと思います。みんなに良いが、もっと増えれば、だれでも、使いやすいものが増えると思います。



「車いす用のエスカレーター」

あめ かわ まなみ (鳥取市立修立小学校)



「カラーユニバーサルデザイン」

はやし ばら ひなた (琴浦町立八橋小学校)



「心のユニバーサルデザイン」

せ 瀬 村 あかり (鳥取市立日進小学校)



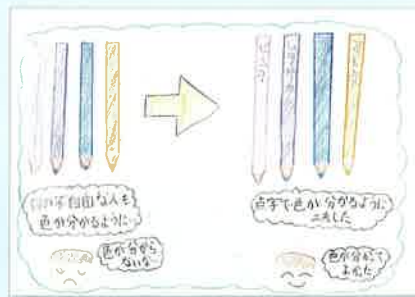
「使いやすい自動はん売機」

は 長谷川 感謝 (湯梨浜町立東郷小学校)



「ケガの安全」

福安 桜太 (八頭町立郡家東小学校)



「目の不自由な人のために」

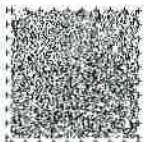
た 田 瀬 光 琴 (鳥取市立面影小学校)



「身近な便利」

ふじ 藤田 真綾 (米子市立就将小学校)

小学生の部 377 点、中学生の部 85 点、高校生の部 81 点、一般の部 45 点、計 588 作品の応募が県内外からありました。たくさんのご応募ありがとうございました。



問合せ先

鳥取県人権・同和対策課

TEL 0857-26-7592 FAX 0857-26-8138

鳥取県ひとり親家庭等支援サイトを開設します

「どこに相談すればよいかわからない」、「役立つ情報がほしい」、そんなひとり親家庭のお悩み解決をお手伝いするため、「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」を平成27年12月に開設します。

子育てや仕事に忙しく、なかなか行政窓口に行けない方にも、このサイトを通じて子育て支援や経済的支援などの情報を発信しますので、ぜひご活用ください。

※ サイトの内容

- 子育てやひとり親家庭の生活等に関する様々な支援情報を、「子育てや生活支援」「就業支援」「養育費や面会交流支援」「経済的支援」に分けて掲載しています。
- メールマガジンでは、親子で楽しめるイベント情報や制度を利用するための手続きなどを配信しています。メールマガジンによって必要な情報を逃すことなく受け取ることができます。
- 「どこに相談すればよいかわからない」というひとり親家庭のために、鳥取県内の相談窓口の一覧を掲載しています。

【パソコンサイト画面(例)】



パソコンURL <http://www.tori-hitorioya.com>

※平成27年12月1日より閲覧が可能です。

ひとり親家庭の総合的な相談窓口一覧

地域別相談窓口	住所	TEL
鳥取市児童家庭課	鳥取市富安 2-138-4	0857-20-3465
米子市子ども未来課	米子市加茂町 1-1	0859-23-5176
倉吉市子ども家庭課	倉吉市葵町 722	0858-22-8120
境港市子育て支援課	境港市上道町 3000	0859-47-1077
岩美町福祉事務所	岩美町浦富 1029-1	0857-73-1339
若桜町福祉事務所	若桜町若桜 801-5	0858-82-2214
智頭町福祉事務所	智頭町智頭 1875	0858-75-4102
八頭町福祉事務所	八頭町船岡 539	0858-72-0451
湯梨浜町総合福祉課	湯梨浜町久留 19-1	0858-35-5374
琴浦町福祉課	琴浦町徳万 591-2	0858-52-1715
北栄町福祉課	北栄町由良宿 423-1	0858-37-5852
日吉津村福祉保健課	日吉津村日吉津 872-15	0859-27-5952
南部町福祉事務所	南部町倭 482	0859-66-5522
伯耆町福祉課	伯耆町吉長 37-3	0859-68-5534
日南町福祉保健課	日南町生山 511-5	0859-82-0374
日野町健康福祉課	日野町根雨 101	0859-72-1852
江府町福祉保健課	江府町江尾 2088-3	0859-75-6111

※三朝町または大山町にお住まいの方は、下記窓口にご相談ください。

三朝町の方	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3141
鳥取県中部総合事務所福祉保健局		
大山町の方	米子市東福原 1-1-45	0859-31-9308
鳥取県西部総合事務所福祉保健局		

問合せ先

鳥取県青少年・家庭課

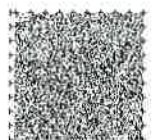
TEL 0857-26-7869 FAX 0857-26-7863

スマートフォンをお持ちの方はこちら

※平成27年12月1日より閲覧が可能です。



スマートフォンQR



女性活躍の推進について

⇒ イクボスとつとり共同宣言

「イクボス」とは、自らが仕事と家庭を大切に、ワーク・ライフ・バランスを実践することで仕事の充実を図るとともに、部下の仕事と家庭の両立も考え応援する経営者・管理職のことです。

育児介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）により労働者は、育児や介護に関する休業、子の看護休暇及び介護休暇を事業主への申し出により取得することができます。しかし、法律があっても、それを利用しづらい環境であっては意味がありません。

そこで、鳥取県では、従業員の仕事と家庭の両立について理解を示し、応援する「イクボス」を県内に増やしていくことを目的として、平成27年6月、知事をはじめ行政機関、経済団体等のトップと一緒に「イクボスとつとり共同宣言」を行いました。



その後、株式会社鳥取銀行や社会医療法人明和会医療福祉センターなど、イクボス宣言をする企業が増えています。

今後もイクボスが増えていくよう、イクボス養成塾の開催など、様々な取組を行っていく予定です。



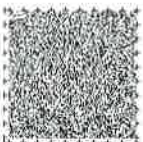
女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の成立

平成27年9月、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が施行されました。

この法律では、女性の職業生活における活躍の推進について国、地方公共団体、事業主の責務を定めています。

●301人以上の労働者を雇用する事業主には平成28年4月1日までに女性採用比率、勤続年数の男女差、女性管理職比率などの一般事業主行動計画の策定・届出、公表が義務づけられています。

●従業員300人以下の事業主は、努力義務です。



⇒ 鳥取県男女共同参画推進企業募集

鳥取県では、平成15年度から男女ともに働きやすく、性別に関係なく能力を発揮できる職場づくりに積極的に取り組む企業を「男女共同参画推進企業」として認定する制度を開始し、平成27年10月現在で556社を認定しています。



※ 認定企業に対する支援、優遇措置 ※

- ・県のホームページや情報誌等で紹介し、企業の積極的姿勢を地域にアピール
- ・県の建設工事及び測量等業務の指名業者選定における加点の付与
- ・県の物品調達等における入札機会が増加

⇒ 輝く女性活躍パワーアップ企業募集

男女共同参画推進企業のうち、女性の活躍推進に資する人材育成や環境整備の方針を宣言し、それを達成するための行動計画を策定した企業を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録する制度を今年度新たに設け、平成27年10月現在で7社が登録されています。



※ 主な支援制度 ※

- ・行動計画を実行するための経費への補助（補助率1/2：上限10万円）
- ・結婚等を理由に離職した女性を再雇用した場合の奨励金（1企業あたり20万円）
- ・女性の就業環境改善のための施設整備等にかかる経費への補助（補助率1/2：上限50万円）

問合せ先

鳥取県男女共同参画推進課

TEL 0857-26-7792 FAX 0857-26-8196

平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されます!

この法律は、障がいをも理由とする差別をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分けへだてなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

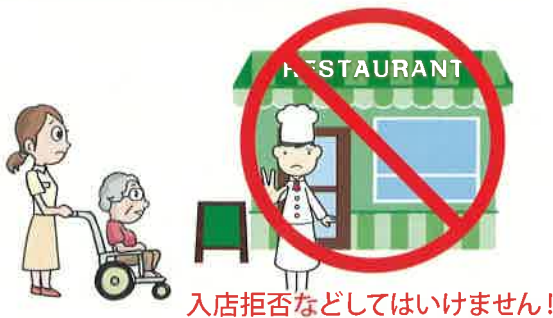
「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」の禁止等が定められました

不当な差別的取扱い

例えば、「障がいがある」という理由だけで

- ・スポーツクラブへの入会を拒否すること
- ・アパートを貸さないこと
- ・車いすだからといって入店を拒否すること などは

障がいのない人と違う扱いをしているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。



合理的配慮

例えば、

- ・聴覚障がいのある人に口頭だけで説明する
- ・視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない
- ・知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことなどは

障がいのある人にきちんと情報を伝えていないこととなります。

日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる障壁を取り除くために、障がい者の求めに応じ、負担になり過ぎない範囲で行う配慮を合理的配慮といい、障がいのある人が困っている時には、合理的な配慮を行うことが求められます。



	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行われなければなりません。
民間事業者* *民間事業者には、NPO等の非営利事業者や個人事業者も含まれます。	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

⇒ 民間事業者への対応

同一の民間事業者によって繰り返し障がいを理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などは、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができるようにしています。

⇒ 国や県の動き

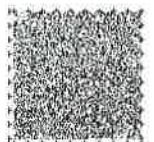
現在、各省庁において年内完成に向けてガイドラインの策定が進んでいるところです。

また、本県では引き続きあいサポート運動により障がいへの理解促進を図りながら、今後、職員対応要領の策定、民間事業者への啓発、相談窓口等の周知などを進めることとしています。

問合せ先

鳥取県福祉保健部障がい福祉課

TEL 0857-26-7675 FAX 0857-26-8136



生活困窮者自立支援制度と隣保館

鳥取市では、平成27年4月より生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の方に対して様々な支援を行う自立相談支援機関として「鳥取市パーソナルサポートセンター」を鳥取市中央人権福祉センター（隣保館）内に開設しました。

この自立支援の拠点となる相談窓口を隣保館に設けた「鳥取市モデル」は全国唯一で、隣保館が蓄積してきた支援のノウハウや相談機能を活用する先進事例として注目されています。

※ 隣保館の相談事業

隣保館の相談事業は、パーソナル・サポート・サービス（困難を抱える当事者本位の個別的・包括的・継続的支援）の典型的なモデル・ケースです。その特徴は、地域に相談窓口があり、「あの人に相談してみよう」という関係性、「一緒に手続きに行ってみましょうか」という距離感、根気強く継続的に関ってくれる安心感などにあります。

また、アウトリーチ、コーディネート、ネットワークづくり、多種多様な方法で解決に導く相談窓口として、地域の課題や住民ニーズ等を発見し、対応していくことも目指しています。

さらに、学習会をはじめとした子どもの進路保障事業や、就職困難者への就労支援事業も長年展開してきた実績があり、具体的なノウハウが蓄積されています。

これらのことから、生活困窮者自立支援制度が目指す具体的な個別支援の手法は、まさに隣保館がこれまで実践してきた活動そのものであるということが言えます。

※ 相談機能の強化に向けた取組

平成22年度から相談事業の機能やあり方を人権福祉センター内に検討委員会を設けて議論し、「人権・生活相談報告書」にまとめました。

さらに、平成24年度からは、鳥取県社会福祉協議会や鳥取大学などの外部委員も加わっていただき、「相談データ集積・分析」「課題把握・政策提言」「相談員のサポート」について具体的な方策を検討し、事業を行ってきました。

また、相談事業で明らかになった課題についての講座を立ち上げたり、法律相談を行ったりとニーズに対応した取組を行ってきました。

人権福祉センターでは、「生活していく上で困難を抱えること」は人権問題であると捉え、人権侵害・差別をはじめ、福祉、就労、生活困窮、教育、住宅、環境等の各分野にわたる相談に対応しています。

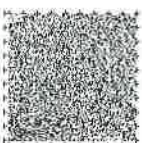
包括的相談支援機関であり、人権・生活相談の取り組みは「パーソナル・サポート・サービス（困難を抱える当事者本位の個別・包括的・継続的な支援）の実践そのものであると考えています。」（抜粋）

「人権・生活相談報告書」平成24年3月

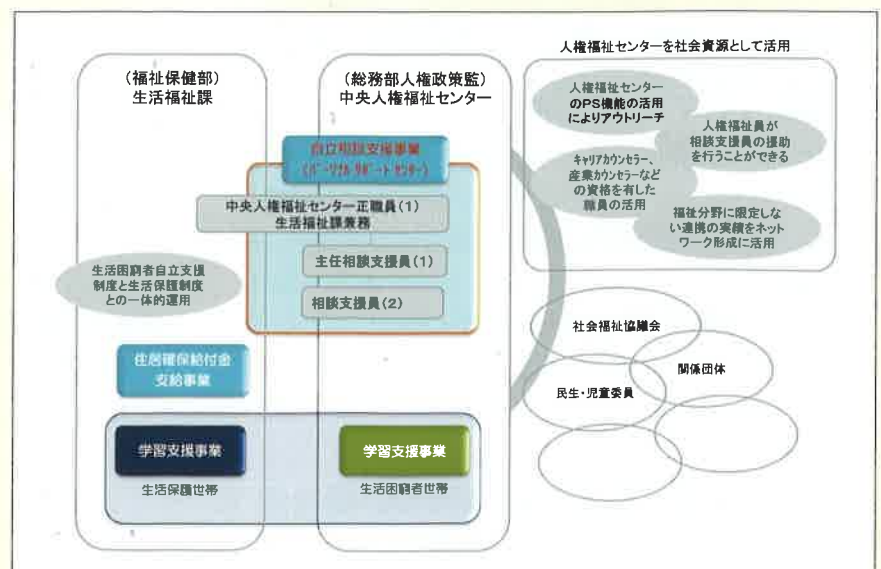


鳥取市パーソナルサポートセンターの設置

このような相談事業のノウハウの蓄積や取組の強化により、鳥取市中央人権福祉センターは、自立相談支援事業に期待される包括的・個別的・継続的支援に円滑に移行できるとこと、さらには、直営事業として行うことによって既存の資源の有効活用による経費の縮減が図れることから、鳥取市中央人権福祉センター内にパーソナルサポートセンターを設置しました。



鳥取市の生活困窮者支援制度の全体像



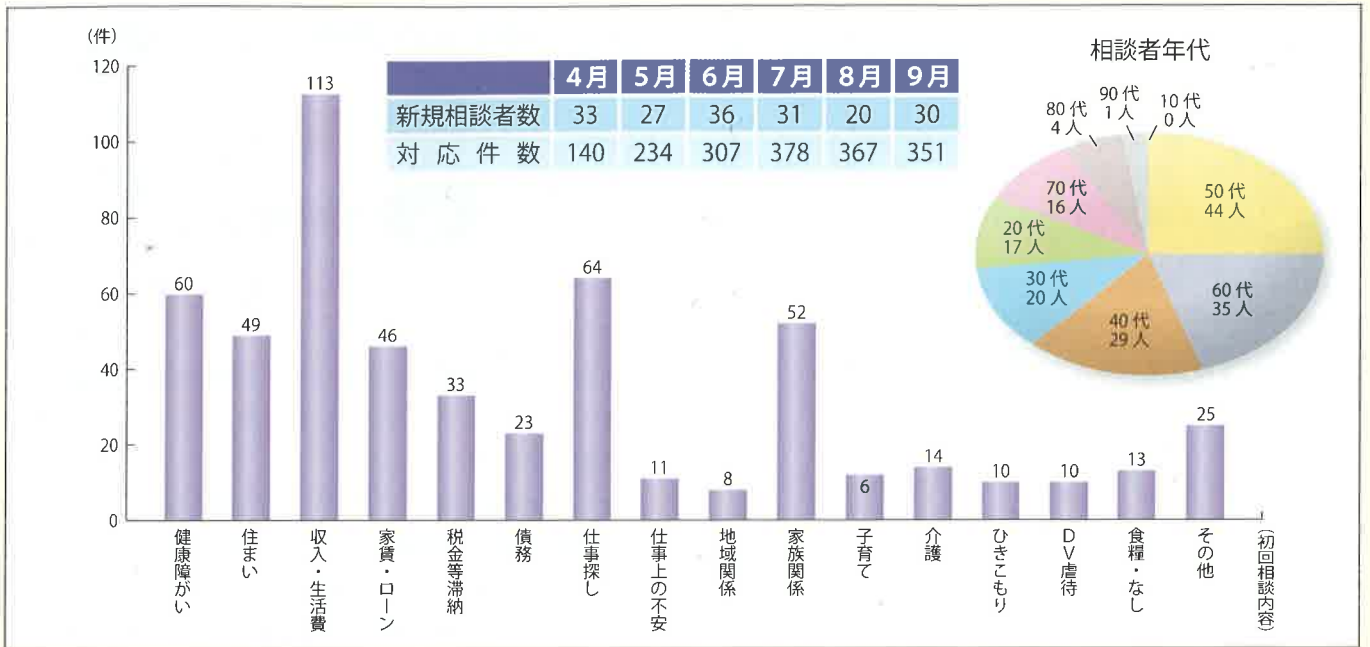


鳥取市中央人権福祉センター・パーソナルサポートセンターのみなさん

パーソナルサポートセンターの利用者の6割が、各地域のセンターや社会福祉協議会等からの紹介によるものとなっています。本人がSOSを発しにくい中で、周りがどれだけ気づいてあげられるのが重要となっています。

皆様の周りに気がかりな方がおられましたら、窓口に相談に行くことを勧めてみてください。

鳥取市パーソナルサポートセンターの対応状況



【鳥取市パーソナルサポートセンターの主な支援事業】

⇒ 自立相談支援事業

一人ひとりの支援プランを作ります

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずはお住まいの地域の相談窓口にご相談ください。ご本人やご家族などまわりの方からの相談も受け付けます。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

⇒ 生活困窮世帯の子どもへの学習支援

子どもの明るい未来をサポート

子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。



鳥取市にお住まいの方は、こちらにご相談ください

問合せ先

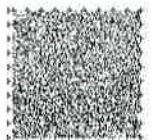
鳥取市パーソナルサポートセンター（鳥取市中央人権福祉センター内）

TEL 0857-20-4888 FAX 0857-24-8067

※鳥取市以外の市町村にお住まいの方については、平成27年7月発行の第23号に掲載の相談窓口をご利用ください。

本誌のバックナンバーは、鳥取県人権同和・対策課のホームページでご覧いただけます。

アドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/80265.htm>



◆労働相談の現場（みなくる）から◆

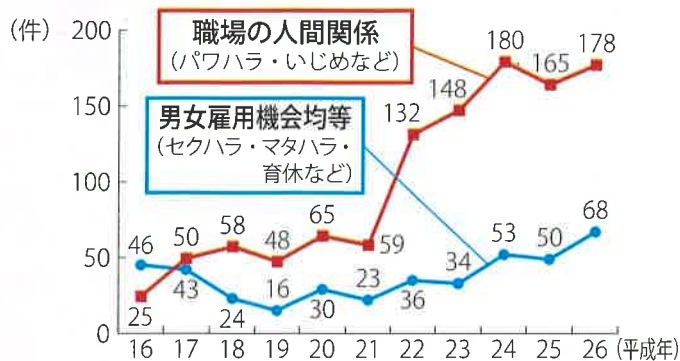
相談件数は少ないけれど・・・

「マタハラ」は起こっています！

最近、パワハラやマタハラの言葉をよく耳にされていると思います。鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」でも、パワハラなどの職場の人間関係に関する相談は急激に増加しましたが、マタハラの相談件数はそんなに増加していません。相談件数が少ないからマタハラが起こっていないのでしょうか。

⇒ マタハラとは

マタニティハラスメントの略。働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント（嫌がらせ）のことをいいます。（男女雇用機会均等法第9条第3項、育児介護休業法第10条）



⇒ マタハラの相談が少ないのは

みなくるに来られる方々には、「妊娠して退職せざるを得なくて退職したのですが、少しの間、内職でもしようかと思ってきました。」とおっしゃられるケースが多いのです。

よくよく話を聞いてみると、「中小企業なので、産休や育休が取れる雰囲気ではなかった」とか「これまで育休を取った人がいないから、たぶん取れないと思う」とか「うちの会社、育休を取得するとパートに変更されるので」などの話をされます。

相談員として、「それって問題ですよ」と言うと、「でももういいんです。言ったところで変わらないし、居づらくするだけなので」といって諦めてしまわれます。相談者本人はもう次の段階に目が向いている（今後の生活の糧：収入源を探そう）というのが相談の現状です。

⇒ 出産後の離職とその理由

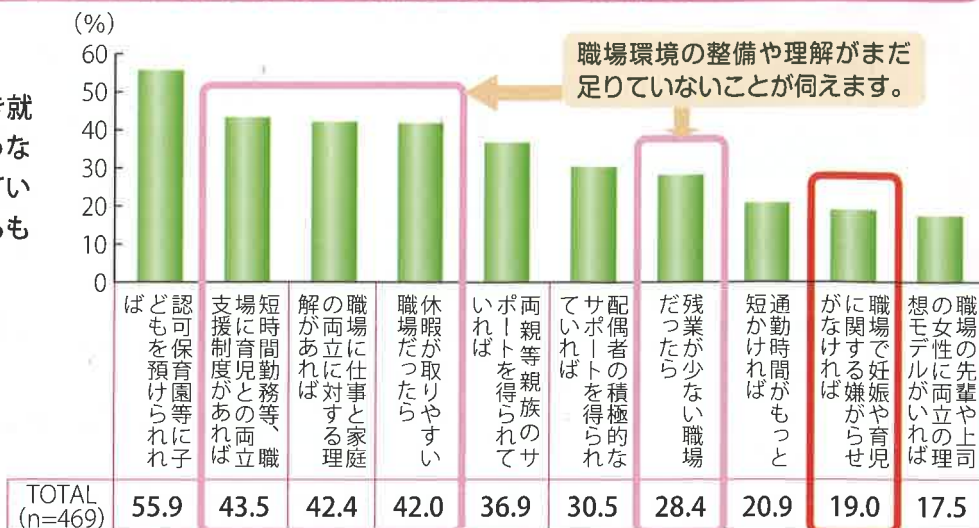
全国的には、出産後約6割の女性が離職していると言われ、そのうち約35%の方は「自発的に辞めた人」でしたが、残りの65%は「辞めないといけなくなった人」でした。

※三菱UFJリサーチ&コンサルティング「育児休業制度などに関する実態把握のための調査研究事業報告書」2012年、企業・労働者アンケート調査より

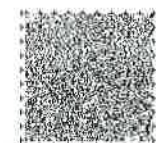
何が実現していれば、自身は仕事を続けていたと思うか（複数回答）

質問 第一子が1歳になったとき就労していない方は、どのような状況であれば仕事を続けていたと思いますか。当てはまるものすべてをお答え下さい。

（グラフは複数回答を元に作成）



※ 2013年内閣府「ワークライフバランスに関する意識調査」より
TOTALの回答スコア降順ソート、上位10項目



⇒ 潜在的なマタハラ職場

県内の企業は中小企業が多いので、従業員1人が担う仕事の幅が広く、その従業員をあてにしている会社は多いのではないかと感じます。

勇気を出して「産休や育休を取得したいです」と言っても、「あなただけ特別扱いはねえ」とか「子どもを産んだら誰が面倒を見るの、子どもが熱を出したらどうするの」などと返されると、もうそこで育休を取得するのを諦めてしまうのではないのでしょうか。

事業主からは、他の従業員に仕事の負担がかかり、士気が低下するから困る、などの本音の声もチラホラ聞こえます。

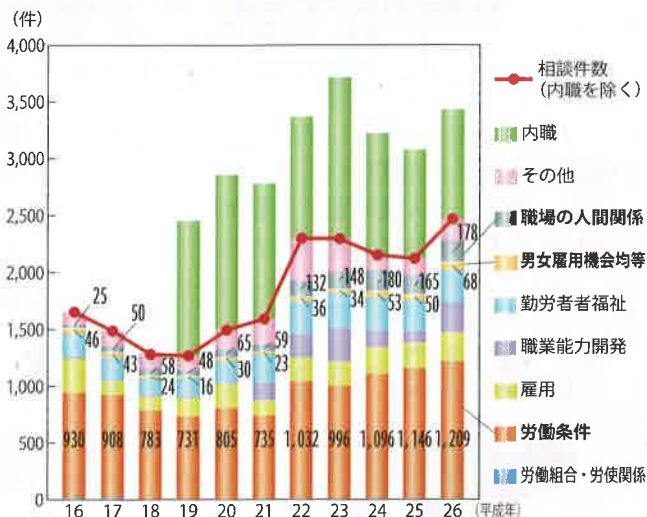
⇒ 多様性を生かす企業風土への転換

従業員から産休や育休の取得を申し出されたら「休まれると業務に支障がでて困るな・・・」とネガティブに捉えるのではなく、

- ・業務が一人に集中しないような体制をつくらう！
- ・チームワークを高めよう！
- ・『わが社は子育てしやすい職場ですよ』とアピールしてより良い人材を集め、優秀な人材の定着を図ろう！
- ・代替要員を採用して新しい風を社内に取り込もう！

⇒ 労働相談の近年の状況

年間約3,500件の相談が寄せられ、そのうちの3分の1を占める相談が労働条件に関する未払い賃金やサービス残業、休みがないなどの相談です。



相談では、解決に向けたアドバイスや情報提供、必要に応じた関係機関（労働局、労働基準監督署、ハローワーク、労使ネットとっとり など）を紹介することができます。匿名相談も可能ですので、気軽にご相談ください。

また、企業の方からのご相談もお受けしています。

鳥取県中小企業労働相談所

みなくる

労働に関するなんでも相談所

フリーダイヤル しごとのなやみ

☎0120-451-783

相談無料 (月)～(金) 9:30～18:00

毎月第1(土) 奇数月は鳥取、偶数月は米子が開所

職場での疑問や
困りごと

退職を
決断する前に
相談しま
しょう!

ひとりで
悩まず相談
しましょう!

みなくる鳥取

〒680-0847 鳥取市天神町30-5
鳥取県労働会館 2階
TEL (0857) 23-3000
FAX (0857) 25-3001

みなくる倉吉

〒682-0804 倉吉市東昭和町286-2
中国労金倉吉支店 2階
TEL (0858) 23-6131
FAX (0858) 23-2454

みなくる米子

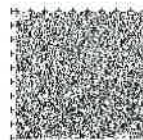
〒683-0067 米子市東町189-2
西部労働者福祉会館 2階
TEL (0859) 31-8785
FAX (0859) 21-0034

- 労働相談
- 労働セミナー
- 講師派遣
- 内職求人情報のご案内
- 労務管理のアドバイス

U R L <http://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/>
E-mail minakuru@roufuku.jp

鳥取県中小企業労働相談所みなくるは、鳥取県委託事業として、鳥取県労働者福祉協議会が管理運営を行っています。

一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会 TEL (0857)27-4188



12月4日～10日は 人権週間です！

1948（昭和23）年12月10日、国際連合総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、日本では、翌年から12月4日から10日の1週間を「人権週間」と決めました。この期間中に、市町村等でもさまざまな啓発活動が行われます。

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です！

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と理解を深めるため、毎年この期間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として、各種啓発活動を実施します。



【拉致問題啓発パネル写真展】

- 日 時：12月10日（木）～16日（水） 午前8時30分～午後5時
場 所：鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）（公益社団法人鳥取県人権文化センター 1階）
- 日 時：12月10日（木）～16日（水） 午前8時30分～午後6時（※土日は除く）
場 所：米子市人権情報センター（米子市役所第2庁舎 1階）

【人権啓発ラジオ番組「輝け未来」】

- 日 時：12月9日（水） 午後2時20分～（約7分間）
放送局：エフエム山陰
内 容：拉致被害者 ^{まつもときょうこ}松本京子さんの兄、^{はじめ}孟さんへのインタビュー

人権・同和問題講演会

【日時】平成28年
1月26日（火）
午後1時～3時30分

【場所】県民ふれあい会館
（鳥取市扇町）

【演題】「いのちの原点回帰
～東日本大震災・復元ボランティア
からみたいのち～」

【講師】^{ささはら るいこ}笹原 留似子氏
（復元納棺師、岩手県北上市在住）



企業・市町村トップ人権セミナー

【演題】障がい者差別解消法の施行に向けて
「合理的配慮について」（仮題）

【講師】（公財）世界人権問題研究センター
^{まつなみ}松波 めぐみ氏

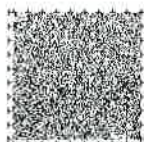
■東部会場
日時：平成28年2月15日（月）
午後1時30分～
場所：鳥取県福祉人材研修センター（鳥取市伏野）

■西部会場
日時：平成28年2月16日（火）
午後1時30分～
場所：米子市淀江文化センター（米子市淀江町）

アンケートに
ご協力ください！

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関する御意見・御感想をお寄せください。ホームページからでもお送りいただけます。

ホームページアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>



発行

鳥取県人権局人権・同和对策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

TEL：0857-26-7592 FAX：0857-26-8138

E-mail：jinken@pref.tottori.jp